

スポーツ指導者等資格取得支援事業実施要領

妙高市スポーツ協会
妙高市教育委員会 生涯学習課

1 事業の目的

中学校における休日部活動の地域展開に対応するため、生徒に適切な指導ができる資質ある指導者の育成・確保を目的とし、公的団体等が定める指導者資格や審判員資格の取得を支援することで、持続可能な地域クラブ活動と健全なジュニアスポーツの振興を図る。

2 対象者

市内で活動するスポーツ団体等の指導者

- ・妙高市スポーツ協会会員（加盟団体構成員）
- ・ジュニアスポーツクラブ指導者
- ・学校教職員
- ・部活動指導員
- ・妙高市地域クラブ活動団体指導者
- ・ジュニアスポーツ選手の保護者
- ・今後スポーツ指導に携わる可能性がある方 など

3 支援人数

年間15名程度

4 支援の内容・範囲

- ①公益財団法人日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者の基礎資格となる「スポーツコーチングリーダー養成講習会」を受講する場合は、受講費用相当額を支援する。
- ②公益財団法人日本スポーツ協会「公認コーチ1」養成講習会を受講する場合は、共通科目Ⅰ（スポーツコーチングリーダー養成講習会カリキュラムと同様）受講費用相当額を支援する。
- ③公益財団法人日本スポーツ協会「公認コーチ1」と同程度の各競技種目の公認指導者ライセンス（例：JFA公認C級コーチ）養成講習会を受講する場合は、共通科目Ⅰ受講費用相当額を支援する。
- ④各競技種目の公認指導者ライセンス（例：JFA公認D級コーチ）養成講習会を受講する場合は、受講料の2分の1（限度額：共通科目Ⅰ受講費用相当額）を上限として支援する。
- ⑤日本スポーツ協会並びに日本スポーツ協会に加盟する競技団体が認定する審判員資格講習会等を受講する場合は、受講料の2分の1（限度額：共通科目Ⅰ受講費用相当額）を上限として支援する。
- ⑥上記のほか、いずれの場合も、交通費及び宿泊費、日当等は支援経費の対象としない。

5 支援の申し込み

事業実施要領の内容を、すべて承諾のうえ、指導者等資格取得支援を希望する場合は、養成講習会等を受講する10日前までに、次の提出書類を電子メール、FAX又は郵送により、事務局へ提出すること。

- ①スポーツ指導者等資格取得支援申込書
- ②取得する資格の内容、受講料等が確認できるもの（開催要項等）

6 実績報告

受講者は資格取得事業が完了したときは、速やかに次の書類を添えて事務局へ提出すること。

- ①資格取得証明書類又は、講習会受講証明書類等の写し
- ②受験料・受講料の額が分かる書類の写し（領収書など）

7 提出先

妙高市スポーツ協会事務局 担当：清水・曾根原

〒944-8686 妙高市栄町 5-1

（妙高市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係内）

TEL：0255-74-0036 FAX：0255-72-3902

Mail：syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp

8 その他

- ①指導資格養成講習会の受講申し込みは、受講者本人が行うこととする。
- ②予算が上限に達した場合、年度途中であっても申請受付を終了することがある。
- ③申し込みは1対象者に対し、当該年度1回までとする。
- ④虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けたと判断したときは、決定を取消し、支給した助成金の全部の返還を命じることができる。